

新宿区回復期生活支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区回復期生活支援サービスの実施について必要な事項を定めることにより、退院直後や通院治療中で一時的に身体機能が低下した高齢者に対してヘルパーを派遣し、当該高齢者の早期の回復を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 支援を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 新宿区(以下「区」という。)の区域内に住所を有する65歳以上の在宅の者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 一人暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

イ 日中、アと同様の状況となる者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 退院後1か月以内の者又は通院治療中であって当該通院治療を開始した日から1か月以内の者で、3か月以内に回復の見込みがある者

イ その他区長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める要介護状態区分が要支援1以上の者若しくは要介護認定を申請中の者、又は新宿区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(27新福高企第1030号)に定める介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、この要綱に基づく支援を受けることができない。

(支援の申請)

第3条 支援を受けようとする者は、新宿区回復期生活支援サービス申請書(第1号様式)に、退院日または通院開始日が確認できる書類を添えて、区長に申請するものとする。

(支援の決定)

第4条 区長は、前条の規定による申請(以下「支援申請」という。)を受けたときは、その内容を審査し、支援の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定による支援を可とする決定(以下「支援決定」という。)をしたときは新宿区回復期生活支援サービス決定通知書(第2号様式)により、同項の規定による支援を否とする決定をしたときは新宿区回復期生活支援サービス却下通知書(第3号様式)により、当該支援申請をした者に対し通知する。

(支援内容)

第5条 区長は、支援決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対してヘルパーを派遣し、次の各号に定めるもののうち、必要な支援を行う。

(1) 調理、洗濯、掃除等の家事援助

(2) 通院介助、散歩の付き添い、食事・排泄介助等の身体介護

(3) 見守り、話し相手

(4) その他区長が必要と認めるもの

(利用限度)

第6条 ヘルパーの派遣期間は、派遣を開始した日から3か月以内とする。

2 ヘルパーの派遣は、1時間単位で、週あたり6時間を上限とする。

(実施方法)

- 第7条 ヘルパーの派遣は、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く午前8時から午後6時までとする。
- 2 受給者は、ヘルパーの派遣を中止するときは、利用日の前日までに区が指定する事業所（以下「事業所」という。）に連絡するものとする。
 - 3 受給者は、ヘルパーの派遣曜日又は時間の変更を希望するときは、区長に申し出るものとする。
 - 4 区長は、前項の規定による申し出があり当該変更を必要と認めたときは、新宿区回復期生活支援サービス変更通知書（第4号様式）により、受給者に対し通知する。

(受給者負担額)

- 第8条 受給者は、介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）に定める受給者の利用者負担の割合（以下「負担割合」という。）に応じて、別表に定める金額（以下「受給者負担額」という。）を負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給者負担額を負担することを要しない。
 - (1) 当該年度（4月から6月までの受給者負担額については、前年度とする。）の住民税が非課税であるとき
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているとき
 - (3) 前2号に準ずる状況にあると区長が認めるとき

(受給者負担額の変更)

- 第9条 区長は、受給者の負担割合を決定又は変更したときは、次の各号に定める月から受給者負担額を変更する。
- (1) 当該年度の負担割合を決定したとき
当該決定をした月の翌月
 - (2) 前号のほか、負担割合を変更したとき
当該変更が判明した月
 - (3) 区長が特に必要と認めたとき
区長が必要と認めた月
- 2 区長は、前条第2項の規定の適用の有無に変更が生じたときは、次の各号に定める月から受給者負担額を変更する。
 - (1) 当該年度の住民税を決定し、前条第2項第1号に該当したとき
当該決定をした月の翌月
 - (2) 当該年度の住民税を決定し、前条第2項第1号に該当しなくなったとき
当該年度の負担割合を決定した月の翌月
 - (3) 前2号のほか、前条第2項の規定の適用の有無に変更が生じたとき
当該変更が判明した月
 - (4) 区長が特に必要と認めたとき
区長が必要と認めた月
 - 3 区長は、受給者負担額を変更したときは、新宿区回復期生活支援サービス受給者負担額変更通知書（第5号様式）により、受給者に対し通知する。

(支援の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める月をもって支援を終了する。

- (1) 次条第1号又は第2号の規定による届出があったとき
当該届出があった月
- (2) 前号のほか、受給者が第2条に定める対象者でなくなったことが判明したとき
当該判明した月の前月
- (3) その他区長が必要と認めたとき
区長が必要と認めた月

2 区長は、支援を終了するときは、新宿区回復期生活支援サービス終了通知書（第6号様式）により、受給者に対し通知する。

(届出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める書類により、区長に届け出るものとする。

- (1) 第2条に定める対象者でなくなったとき
新宿区回復期生活支援サービス受給資格喪失届出書（第7号様式）
- (2) 支援を辞退するとき
新宿区回復期生活支援サービス辞退届出書（第8号様式）

(支援決定の取消)

第12条 区長は、偽りその他不正の手段により支援を受けた者があるときは、その者の支援決定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により支援決定を取り消したときは、新宿区回復期生活支援サービス決定取消通知書（第9号様式）により、当該支援決定を取り消された者に対し通知する。

(派遣期間の延長)

第13条 区長は、派遣期間満了時、1回に限り、3か月以内の期間で派遣期間を延長することができる。

- 2 受給者は、前項に定める派遣期間の延長を希望するときは、新宿区回復期生活支援サービス期間延長申請書（第10号様式）に、現在の病状が確認できる書類を添えて、区長に申請（以下「延長申請」という。）するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による延長申請を受けたときは、その内容を審査し、延長の可否を決定する。
- 4 区長は、前項の規定による延長を可とする決定をしたときは新宿区回復期生活支援サービス期間延長決定通知書（第11号様式）により、同項の規定による延長を否とする決定をしたときは新宿区回復期生活支援サービス期間延長却下通知書（第12号様式）により、当該延長申請をした者に対し通知する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 区長は、平成28年3月31日において改正前の要綱の受給者であることが見込まれる者に対して、別に定めるところにより、改正後の要綱の施行に関し必要な事項を通知することができる。

3 前項の規定による通知は、改正後の要綱の施行の日をもって、決定通知とみなす。ただし、通知した事項を変更する必要があるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

負担割合	受給者負担額(1時間あたり)
1 割	300円
2 割	600円